

平成15～19年度の 第2期介護保険事業計画を策定し 介護保険料を改定しました

介護保険は、制度の運用をしていくために介護保険事業計画を策定し、介護サービスの供給目標、保険料運用改善の施策などを決めていきます。事業計画は、3年ごとに改定されることになっており、市では介護保険運営協議会から助言・提言をいたしながら、平成15～19年度の第2期介護保険事業計画を策定しました。

事業計画の策定方針

第2期の計画期間は、高齢者人口、要介護認定者数、介護保険サービス利用者数の増加による介護給付費の増額が見込まれていきます。事業計画では、必要不可欠な介護サービスの内容・質を確保しながら介護保険料の大幅な変化を回避し、介護予防・重度化防止の

推進、サービス資源の質的な向上と公平・適正な活用を方針として策定しました。

第1号被保険者（65歳以上のかた）の介護保険料を改定

介護保険料も3年ごとに見直しが行われます。平成15～17年度の介護保険制度の財源は、国の基準で第1号被保険者（65歳以上）は、保険料として介護給付費総額の18%（12～14年度は17%）、第2号被保険者（65歳未満）は、40歳～64歳は32%（同33%）で、残りの50%は公費（国25%、都・市で各12・5%）との割合が決まっています。したがって、介護給付費総額の動向が保険料の水準に直接影響します。事業計画では、平成15年～17年の3年間に必要な介護給

段階	所得等の状況	保険料計算式	保険料	
			改定後 (平成15～17年度)	改定前 (平成12～14年度)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	基準額×0.5	年額19,500円 (月額1,624円)	年額18,900円 (月額1,573円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	年額29,200円 (月額2,436円)	年額28,300円 (月額2,359円)
第3段階	世帯のたれかが課税されて本人が住民税非課税	基準額	年額39,000円 (月額3,248円)	年額37,800円 (月額3,148円)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満のかた	基準額×1.25	年額48,700円 (月額4,060円)	年額47,200円 (月額3,932円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.5	年額58,500円 (月額4,872円)	年額56,600円 (月額4,719円)

※改定前では合計所得金額250万円未満が第4段階になり、250万円以上が第5段階になります。
※年額を算定する場合は、月額保険料を12倍して端数処理されます。

高齢者を対象とした新規事業のお知らせ

市では、高齢者を対象とした次の新規事業を始めました。

- ① 介護予防住宅
対象者 転倒予防を目的とした手すりの設置、軽微な段差解消等の住宅改修工事対象者 介護施設で非該当の認定を受けたかた
補助金額 18万円を上限として、その対象工事費の9割を支給
※工事に関する意見書が必要
ただし、改修工事をお考えのかたは、事前に必ず在宅介護支援センターへご相談下さい。

- ② 生活支援
対象者 介護している家族の急な不在、同居家族から精神的・身体的な被害を受けている等のため、一時的に施設への入所が必要となった場合
入所施設 市内の介護老人福祉施設
対象者 原則的に介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者
※感染症がある場合は利用できません。

- ③ 紙おむつ支給事業
対象者 要介護度4または5の在宅のかたでおむつを使用しているかた
申請時期 平成16年1月を予定
支給金額 年額1万8千円を上限で、平成15年4月から12月に購入した分が、本年度の支給対象となります。
※平成15年4月から12月までの領収書が必要となりますので、大事に保管しておいて下さい。
★①、②、③とも申請方法等詳細は、高齢介護課へお問い合わせ下さい。

平成15年度の介護保険料決定通知を7月中旬に送付します

65歳以上のかたにお支払いいただく改定後の介護保険料は、7月中旬に「介護保険料納付書及び決定通知書」でお知らせします。

- 今年度65歳になるかた、または今年が18万円未満のかた
加入している医療保険によつて異なり、それぞれの算定方法に基づき保険料が決定します。現在の医療保険の保険料と一括して徴収されます。
★不明な点等詳細は、ご自身が加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

第2号被保険者（40～64歳のかた）の介護保険料

加入している医療保険によつて異なり、それぞれの算定方法に基づき保険料が決定します。現在の医療保険の保険料と一括して徴収されます。
★不明な点等詳細は、ご自身が加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

介護保険運営協議会 委員募集

介護保険の適切な円滑な運営を推進するために介護保険運営協議会があります。この協議会の委員に欠員が生じましたので募集します。応募資格 市内在住で40歳～64歳までのかた
募集人数 1名
委嘱期間 委嘱日～平成16年10月17日（前委員の残任期間）
応募方法 介護保険について自分の考えや感想をA4用紙で800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、5月30日（必着）まで郵送（〒189-8500 本町1-2-3）または直接高齢介護課へお問い合わせ下さい。

久米川ふれあいセンター 6月1日(日)オープン



久米川町にオープンする久米川ふれあいセンター

久米川ふれあいセンター

久米川ふれあいセンターを開館します。この施設は、地域の方々のご意見を参考に、地域のコミュニティ・福祉の増進のために建設したものです。

当センターは、地域の方々が構成する「久米川ふれあいセンター」市民協議会に市が委託して運営します。

- 施設概要
場所 久米川町3-16-14
部屋・料金 左表のとおり
●利用案内
●利用時間 午前9時～午後9時30分
●休館日 毎週水曜日及び12月28日～1月4日
●利用受付 利用しようとする日の2か月前から（久米川町在住のかたは2か月前の7日以前から）
●受付開始日 5月27日（火）
※久米川町在住のかたは5月26日（月）
※ただし5月31

第3回 大好き東村山 写真コンクール 参加作品

「廻田町農園風景」(廻田町) 齋藤 利保さん (廻田町)

自転車リサイクル事業協力店

店名	所在地	電話
サイクルショップワタナベ	本町2-6-18	395-3932
ナカジマサイクル	// 2-12-2	395-6070
MCS東村山	// 2-24-43	393-9199
ノザキサイクル	久米川町5-4-1	391-0233
コニーサイクル	秋津町2-31-24	394-3837
肥沼自転車店	// 3-31-9	391-1295
(南秋津輪業)	// 5-8-2	391-8135
サイクルショップかわしま	// 5-24-1	393-4866
(南須永輪業社)	青葉町2-1-50	392-1163
あづまサイクル	// 2-8-1	395-6649
三協輪業	// 2-28-7	392-3045
じてんしゃの店とうま	恩多町3-7-13	391-2345
仲輪業	// 3-29-3	391-0545
三英商会	秋山町1-4-4	341-0905
斎藤輪業	// 2-14-13	391-1959
サイクルセンター トウマ	栄町2-4-13	391-0768
松崎自転車商会	富士見町1-3-2	391-1657
(南ディオス)	// 3-13-17	391-3941
サイクルショップササジマ	野口町2-1-14	391-0023

リサイクル自転車を「ご存知ですか」

市では、廃棄物の減量を目指して、放置自転車を再生し、市民の皆さんに格安で販売する自転車リサイクル事業を行っています。

社会福祉協議会と自転車リサイクル事業協力店（左表参照）の協力により点検、整備されたリサイクル自転車を、ぜひご利用下さい。なお、自転車購入時に防犯登録を行ないます。

問い合わせ 道路・交通課